

令和8年度 愛知支部事業計画(案)

令和8年度 事業計画（愛知支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	I) 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、愛知県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等を踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化等）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれる等、先行きは不透明である。 協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動等により不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響等様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要がある。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得る等、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。 II) 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を徹底するとともに、自動審査の結果、職員の確認が必要となった

	要因を分析しその解消を図ることで、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。また、電子申請に対応した体制を構築する。 ・ 職員一人ひとりの意識改革及び多能化を更に進めることで生産性の向上を図り、日々の業務量の多寡や優先度に適切に対応する。 ② サービス水準の向上 ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するとともに、平均所要日数7日未満を維持する。 ・ 「お客様の声」等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ・ コールセンターとの連携により受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化及び品質の向上を目的とした研修を実施し、加入者や事業主等からの相談・照会に的確に対応する。 ・ 併せて、コールセンターを活用した多言語対応による電話相談体制を整備し、国際化への対応を進める。 ■ KPI： 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。 ③ 現金給付等の適正化の推進 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、マイナンバー情報照会や年金機構との情報連携を確実に行う。 ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により疑義が生じた申請については、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、必要に応じ事業主への立入検査を実施する等、適切に対応する。 ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、面接確認委員会を実施するほか、多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請に係る当該施術の事実及び必要性等に関する受診者及び施術所への文書照会を強化する。また、不正が疑われる施術者に
--	--

については、地方厚生局へ情報提供を行う。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術に係る当該施術の事実及び必要性等に関する受診者及び施術所への文書照会を強化する。
- ・ 現金給付等の適正化を推進するため、定期的な勉強会を実施する。また、日本年金機構と連携した研修会を実施する等、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定し、効果的かつ効率的な内容点検を着実に実施する。

具体的には

- i) コンピューターチェック（レセプトアプリケーションによる自動点検マスタ）を適宜更新し、システムを最大限に活用した点検を実施する。
 - ii) 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等をレセプト点検員と共有し、内容点検効果が高いと見込まれるレセプトを重点的に点検する。
 - iii) 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。また、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定等にあたっては、レセプト点検員の意見等を聴取する。
 - iv) 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、レセプト点検員のスキルアップを図り、内容点検をより効果的に実施する。
- ・ 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

	■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・ 「債権管理・回収計画」を策定し、効果的かつ効率的な債権管理・回収を適切に実施する。 具体的には i) 返納案内通知や催告を確実かつ早期に実施する。また、弁護士を活用した催告を実施する。 ii) 資格喪失後受診等に係る返納金債権については、保険者間調整を積極的に活用する。 iii) 納付拒否者に対しては、債権額に対する費用対効果を踏まえた法的手続きを厳格に実施する。 ・ 本部主催の債権管理・回収事務担当者研修会に参加し、担当職員のスキルアップを図る。 ・ 資格喪失後受診に係る返納金債権について、マイナ保険証を基本とする仕組みのもとの発生防止策を検討する。 ■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする Ⅲ) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底 ・ 医療DXの基盤であるマイナ保険証について、加入者・事業主に制度の概要やメリット等の広報を行う。 ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・ 協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しないマイナンバーが登録されている加入者に対して、本人照会を実施する。 ・ 「電子処方箋」について、導入状況等を踏まえ、適切に周知する。 ii) 電子申請等の推進 ・ 2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、加入者・事業主及び関係団体（特に、健康保険委員及び社会保険労務士会）等に対して積極的な広報を行う。
--	--

	iii) DXを活用した事業の推進 本部の検討を踏まえ、次の事項について適切に対応する。 ・ 新たに構築された専用サイトを積極的に活用するうえ、健康保険委員の登録申請や健康保険委員及び健診機関への情報提供を推進する。 ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。 ・ 医療費通知について、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、「医療費のお知らせ」（紙媒体）の一斉送付（申請によらない送付）を廃止する。 ・ 令和8年1月からスタートしたけんぽアプリを加入者4,000万人とつながるプラットフォームとしていくために、利用者の声や得られたデータを検証しながら、次のバージョンアップに向けた検討・取組を進めていく。 【重要度：高】 マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果等が医師・薬剤師において把握できる等、より良い医療につながるが、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少等業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	I) データ分析に基づく事業実施 ① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携のうえ、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・ 本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用いて地域差等の特徴や課題を把握し、医療費適正化や健康づくり等の課題に応じた事業を検討する。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づき地域や業態、年代別等の健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠や女性の健康等）に着目し、

	優先的にアプローチするポピュレーションを検討・選定する。 ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析用マニュアルの活用、統計分析研修の受講による人材育成を通して、更なる分析能力の向上を図る。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 Ⅱ) 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画※）に基づく取組 ・ 第3期保健事業実施計画の2026(令和8)年度の取組を着実に実施する。 ・ 第3期保健事業実施計画について、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・ また、中間評価を行い後半期2027～2029（令和9～11年）の実施計画をより実効性の高い計画とする。 ※愛知支部の健康課題等を踏まえ、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コロナヘルスの取組」を柱として策定した2024～2029（令和6～11）年度の6年間の愛知支部の保健事業の中期的事業計画。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・ 支部保健師、契約保健師及び管理栄養士が本部又は支部が主催する研修等に参加すること等により、特定保健指導実施者の更なる資質向上を図る。 ・ 上記と合わせて、保健グループ長をはじめ保健事業に携わる職員が研修等に参加すること等により、より実効性のある保健事業を効率的に実施する。 ・ 契約保健師及び管理栄養士による事業所における健康づくり支援を拡充する。 ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
--	---

	・ 被保険者の健診受診率向上に向けて、生活習慣病予防健診の対象年齢（20・25・30歳）拡大や人間ドック健診の補助開始等を踏まえた取組を推進する。 ・ 事業者健診データの取得について、提供依頼書（同意書）の提出があった事業所の事業者健診データが健診機関から確実に提供されるよう、健診実施機関への働きかけを実施する。また、事業所に対する提供依頼書（同意書）の新規取得勧奨（事業者健診結果（写し）の提供依頼を含む。）を強化する。 ・ 被扶養者に対する特定健診（集団健診）について、市町村のがん検診との同時実施（実施市町村及び実施回数）の拡大を進める。 ・ 健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備・周知を行う。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,020,336人） ・ 生活習慣病予防健診 実施率 60.1%（実施見込者数：613,222人） ・ 事業者健診データ 取得率 14.2%（取得見込者数：144,887人） ■ 被扶養者（実施対象者数：252,379人） ・ 特定健康診査 実施率 32.3%（実施見込者数：81,518人）
--	---

	■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 60.1 %以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 14.2 %以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 32.3 %以上とする ③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・ 特定保健指導を利用することの重要性について、様々な機会を通じて周知広報を行う。 ・ 全ての特定保健指導対象者の利用機会を確保するよう、利用案内の徹底を図る。 ・ 特定保健指導の受け入れ（利用）見込みが高い事業所等へ優先的に働きかけること等により、効果的・効率的な特定保健指導を実施する。 ・ 質を確保しつつ外部委託を更に活用することにより、遠隔面談等（ICT）の活用を促進する等、特定保健指導を利用しやすい環境づくりを推進するとともに、対象者の利便性の向上を図る。 ・ 生活習慣病予防健診及び人間ドック健診において、健診当日の初回面談実施の拡大について働きかけを行う。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 cm・体重 2 kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 cm・体重 1 kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健
--	--

	康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：145,557人） ・ 特定保健指導 実施率 25.7 %（実施見込者数：37,408人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：6,684人） ・ 特定保健指導 実施率 19.7 %（実施見込者数：1,317人） ■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を25.7 %以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を19.7 %以上とする ④ 重症化予防対策の推進 ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨について、受診勧奨時期の早期化を図る。 ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施する。 ・ 未治療者に対して、特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 従業員が治療を放置するリスクへの事業主の認識を深め、受診しやすい環境づくりを推進するよう、各地域域連携推進会議等と連携した取り組みを検討する。 【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けけることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。 ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く ⑤ コラボヘルスの推進
--	---

	・ 健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（ヘルスアップ通信簿の活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・ 自治体や関係団体等との連携を強化し、地域・職域における健康づくりを推進する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づき保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コロナヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出される等、国を挙げてコロナヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI：健康宣言事業所数を 12,150 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数 Ⅲ）医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む等、国の方針（※１）を踏まえ、更なる使用促進を図る。 （※１）「2029（令和 11 年度）末までに医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする。」 ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。 ii）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・ 国の方針（※２）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別等の複
--	---

	数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 (※2)「2029 (令和 11) 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 iii) 上手な医療のかかり方 ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・しご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029 (令和 11) 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース) が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかけられる際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安等協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。
--	--

	■ KPI： ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※３）を年度末時点で対前年度以上とする。 （※３） 内科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、愛知県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整推進委員会や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する愛知県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・愛知県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 愛知県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整推進委員会において意見発信を行う。 iii) 医療資源の適正使用に係る意見発信 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、本部から提供されるデータ分析結果を活用し、愛知県等の会議において、積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③ インセンティブ制度の実施及び検証 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要であることから、「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広
--	--

	報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、統一的・計画的・効果的な広報を実施する。 ・ 具体的には、 ① 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。 ② テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。 ③ 地域・職域特性を踏まえた広報を実施する。 ④ 協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ⑤ 「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、積極的な広報を行う。 ⑥ コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ⑦ 本部から提供される広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。 ⑧ 各保険者共通の課題（上手な医療のかかり方や健康意識の啓発、ヘルスリテラシーの向上等）について、自治体や関係団体と連携した広報・啓発を実施する。また、ポスターコンクール（※1）、ホワイト企業探訪記（※2）を継続して取り組む。 （※1）小学生及びその保護者世代に健診の重要性を啓発するため、愛知県等と連携し、小学生を対象としたポスターコンクールを実施する。なお、優れた作品については、商業施設への掲示等により、健診受診啓発の広報に活用する。 （※2）健康経営を実践する事業所の取材や研究を大学生が行う取組みを大学と共同で実施し、若年層が健康経営の大切さを実感する機会を提供する。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、セミナーの実施や広報誌等を通じた情報提供を行う。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。 ■ KPI：1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.2%以上とする 2）SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3）健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする
--	--

	V) 国際化対応 ・ 増加する外国人労働者に対応するため、協会に加入する外国人の方に対して、母国語を使用し医療保険制度に関する必要な情報の提供を行う。
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	I) 人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・ 次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。 ② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置 ・ 支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。 ③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。また、多様な人材の活躍を推進するための研修や支援を実施する。 ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 ④ 働き方改革の推進 ・ 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。

⑤ 風通しのよい組織づくり

- ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設ける等、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組む、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
 - ・ 社内報を通じて、本部・支部の取組等を共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。
- ⑥ 支部業績評価を通じて支部の取組の向上
- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

Ⅱ) 内部統制等

① 内部統制の強化

- ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。
- ・ 的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。
- ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。
- ・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

② 個人情報保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・ 本部・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 本部・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。
- ・ 本部・支部の相談窓口（外部のコンプラほっとラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。

	④ 災害への対応 ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・ 業務継続計画書（BCP）等各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 ⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 ・ 事業所及び加入者の個人情報保護のために、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化等、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 ⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・ 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施する等により、案件数の減少に努める。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--	--